





# 国民の保護に関する基本指針目次

はじめに	1
<b>第1章 国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針</b>	
1 基本的人権の尊重	3
2 国民の権利利益の迅速な救済	3
3 国民に対する情報提供	4
4 関係機関相互の連携協力の確保	4
(1) 対策本部相互の連携の確保等	
(2) 国民の保護のための措置を行う関係機関相互の連携体制	
(3) 地方公共団体と防衛省・自衛隊との連携	
5 国民の協力	7
(1) 国民への啓発	
(2) 消防団及び自主防災組織の充実・活性化	
(3) ボランティアへの支援	
6 指定公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮	8
7 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施	8
8 安全の確保	8
9 対策本部長の総合調整等	10
<b>第2章 武力攻撃事態の想定に関する事項</b>	
<b>第1節 武力攻撃事態の類型</b>	
1 着上陸侵攻の場合	11
(1) 特徴	
(2) 留意点	
2 ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合	12
(1) 特徴	
(2) 留意点	
3 弾道ミサイル攻撃の場合	12
(1) 特徴	
(2) 留意点	
4 航空攻撃の場合	13
(1) 特徴	
(2) 留意点	

第2節	NBC攻撃の場合の対応	
1	核兵器等	13
2	生物兵器	14
3	化学兵器	14
第3章	実施体制の確立	
第1節	組織・体制の整備	15
第2節	武力攻撃事態等における活動体制の確立	
1	武力攻撃事態等対策本部	15
2	武力攻撃事態等現地対策本部の設置	16
3	指定行政機関及び指定地方行政機関の活動体制	16
4	国民保護対策本部を設置すべき地方公共団体の指定	16
5	地方公共団体の活動体制	17
6	指定公共機関及び指定地方公共機関の活動体制	17
第4章	国民の保護のための措置に関する事項	
第1節	住民の避難に関する措置	
1	警報	18
	(1) 警報の発令	
	(2) 警報の通知及び伝達	
2	避難措置の指示	19
	(1) 避難措置の指示の内容等	
	(2) 避難措置の指示の通知	
	(3) 避難措置の指示の解除	
	(4) 避難に当たって配慮すべき事項	
	① 避難に当たって配慮すべき地域特性等	
	② 事態の種類等に応じた留意事項	
3	避難の指示	25
	(1) 避難の指示等	
	(2) 避難の指示の通知及び伝達	
	(3) 都道府県の区域を越える避難住民の受入れ	
	(4) 内閣総理大臣の是正措置	
4	避難住民の誘導	27

(1) 平素からの備え	
(2) 避難実施要領の通知及び伝達	
(3) 市町村による避難住民の誘導	
(4) 警察官等による避難住民の誘導	
(5) 避難住民を誘導する者による警告、指示等	
(6) 都道府県による避難住民の誘導	
(7) 避難住民の復帰のための措置	
(8) 住民の安全の確保等	
5 避難施設	31
(1) 避難施設の指定	
(2) 避難施設のデータベースの整備	

## 第2節 避難住民等の救援に関する措置

1 救援の指示等	32
2 救援の実施	32
3 救援の内容	33
(1) 収容施設の供与	
(2) 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与	
(3) 医療の提供及び助産	
(4) 被災者の捜索及び救出	
(5) 埋葬及び火葬	
(6) 電話その他の通信設備の提供	
(7) その他の救援の実施	
4 その他の医療活動	35
(1) 医療活動を実施するための体制整備等	
(2) 医療活動の実施	
5 医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項	37
(1) 核攻撃等又は武力攻撃原子力災害の場合の医療活動	
(2) 生物剤による攻撃の場合の医療活動	
(3) 化学剤による攻撃の場合の医療活動	
6 安否情報の収集及び提供	38
(1) 安否情報の収集及び提供	
① 市町村長の行う安否情報の収集	
② 都道府県知事の行う安否情報の収集	
③ 総務大臣の行う安否情報の収集	
④ 安否情報の提供	
(2) 関係機関による安否情報の収集に対する協力	
(3) 外国人に関する安否情報の収集及び提供	

### 第3節 武力攻撃災害への対処に関する措置

1	武力攻撃災害への対処	41
2	緊急通報の発令等	41
3	生活関連等施設の安全確保	42
	(1) 生活関連等施設の安全確保	
	① 平素からの備え	
	② 武力攻撃事態等における措置	
	③ 危険物質等の取扱所の使用停止等	
	④ 石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の発生・拡大の防止	
	(2) 武力攻撃原子力災害への対処	
	① 体制の整備	
	② 活動体制の確立	
	③ モニタリングの実施	
	④ 原子炉の運転停止	
	⑤ 安定ヨウ素剤の服用	
	⑥ 飲食物の摂取制限	
4	NBC攻撃による災害への対処	50
	(1) 核攻撃等の場合	
	(2) 生物剤による攻撃の場合	
	(3) 化学剤による攻撃の場合	
5	消火活動及び救助・救急活動	53
6	感染症等の指定等の特例	54
7	保健衛生に関する活動	54
8	廃棄物処理の特例	55
9	文化財保護の特例	55

### 第4節 国民の保護のための措置全般についての留意事項

1	情報の収集及び提供	56
	(1) 平素からの備え	
	(2) 被災情報等の収集及び提供	
2	通信の確保	57
	(1) 平素からの備え	
	(2) 武力攻撃事態等における通信の確保	
3	運送の確保	58
	(1) 平素からの備え	
	(2) 武力攻撃事態等における運送の確保	

4	交通の管理	59
	(1) 道路交通の管理	
	① 平素からの備え	
	② 武力攻撃事態等における交通規制等	
	(2) 船舶交通の管理及び航空管制	
5	民間からの救援物資等の受入れ	60
	(1) 民間からの救援物資の受入れ	
	(2) 海外からの支援の受入れ	
6	赤十字標章等及び特殊標章等の交付等	61
第5節 国民生活の安定に関する措置		
1	国民生活の安定	61
	(1) 生活関連物資等の価格の安定等	
	(2) 金銭債務の支払猶予等	
	(3) 特定武力攻撃災害の被害者の権利利益の保全等	
	(4) 政府関係金融機関等による武力攻撃災害に関する融資	
	(5) 通貨及び金融の安定	
	(6) その他避難住民等の生活の安定等のための措置	
2	生活基盤等の確保	64
	(1) ライフライン施設の機能の確保	
	(2) 電気・ガス・水の安定的な供給等	
	(3) 運送・通信・郵便の確保	
	(4) 医療の確保	
	(5) 公共的施設の適切な管理	
	(6) 武力攻撃災害に関する指導、助言等	
3	応急の復旧	66
	(1) 基本的事項	
	(2) ライフラインの応急の復旧	
	(3) 輸送路の確保に関する応急の復旧等	
	① 総合調整等	
	② 道路の応急の復旧等	
	③ 航路、港湾施設、漁港施設等の応急の復旧等	
	④ 空港の応急の復旧等	
	⑤ 鉄道施設等の応急の復旧等	
第6節 武力攻撃災害の復旧に関する措置		
		68

第7節	訓練及び備蓄	
1	訓練	69
2	備蓄	70
第5章	緊急処理事態への対処	
第1節	緊急処理事態	
1	攻撃対象施設等による分類	72
	(1) 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態	
	(2) 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態	
2	攻撃手段による分類	73
	(1) 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態	
	(2) 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態	
第2節	緊急処理事態対策本部等	
1	緊急処理事態対策本部	74
2	緊急処理事態現地対策本部の設置	74
第3節	緊急対処保護措置の実施	
1	緊急対処保護措置の基本的事項	74
2	緊急処理事態における警報	74
第6章	国民の保護に関する計画等の作成手続	76

はじめに



## 第1章 国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針

### 1 基本的人権の尊重

### 2 国民の権利利益の迅速な救済

### 3 国民に対する情報提供

### 4 関係機関相互の連携協力の確保

#### (1) 対策本部相互の連携の確保等

(2) 国民の保護のための措置を行う関係機関相互の連携体制

(3) 地方公共団体と防衛省・自衛隊との連携

(3)

(3)

(4)

## 5 国民の協力

### (1) 国民への啓発

### (2) 消防団及び自主防災組織の充実・活性化

### (3) ボランティアへの支援

6 指定公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮

7 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

8 安全の確保



## 9 対策本部長の総合調整等

## 第2章 武力攻撃事態の想定に関する事項

### 第1節 武力攻撃事態の種類

#### 1 着上陸侵攻の場合

##### (1) 特徴

##### (2) 留意点

## 2 ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合

### (1) 特徴

### (2) 留意点

## 3 弾道ミサイル攻撃の場合

### (1) 特徴

### (2) 留意点

## 4 航空攻撃の場合

### (1) 特徴

### (2) 留意点

## 第2節 NBC攻撃の場合の対応

### 1 核兵器等

2 生物兵器

3 化学兵器

### 第3章 実施体制の確立

#### 第1節 組織・体制の整備

#### 第2節 武力攻撃事態等における活動体制の確立

##### 1 武力攻撃事態等対策本部

2 武力攻撃事態等現地対策本部の設置

3 指定行政機関及び指定地方行政機関の活動体制

4 国民保護対策本部を設置すべき地方公共団体の指定

5 地方公共団体の活動体制

6 指定公共機関及び指定地方公共機関の活動体制

## 第4章 国民の保護のための措置に関する事項

### 第1節 住民の避難に関する措置

#### 1 警報

##### (1) 警報の発令

##### (2) 警報の通知及び伝達

## 2 避難措置の指示

### (1) 避難措置の指示の内容等

(2) 避難措置の指示の通知

(3) 避難措置の指示の解除

(4) 避難に当たって配慮すべき事項

① 避難に当たって配慮すべき地域特性等



② 事態の種類等に応じた留意事項





### 3 避難の指示

#### (1) 避難の指示等

(2) 避難の指示の通知及び伝達

(3) 都道府県の区域を越える避難住民の受入れ

(4) 内閣総理大臣の是正措置

4 避難住民の誘導  
(1) 平素からの備え

(2) 避難実施要領の通知及び伝達

(3) 市町村による避難住民の誘導

(4) 警察官等による避難住民の誘導

(5) 避難住民を誘導する者による警告、指示等

(6) 都道府県による避難住民の誘導

(7) 避難住民の復帰のための措置

(8) 住民の安全の確保等

## 5 避難施設

### (1) 避難施設の指定

### (2) 避難施設のデータベースの整備

## 第2節 避難住民等の救援に関する措置

### 1 救援の指示等

### 2 救援の実施

### 3 救援の内容

#### (1) 収容施設の供与

(2) 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与

(3) 医療の提供及び助産

(4) 被災者の捜索及び救出

(5) 埋葬及び火葬

(6) 電話その他の通信設備の提供

(7) その他の救援の実施

#### 4 その他の医療活動

(1) 医療活動を実施するための体制整備等

(2) 医療活動の実施

5 医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項

(1) 核攻撃等又は武力攻撃原子力災害の場合の医療活動

(2) 生物剤による攻撃の場合の医療活動

(3) 化学剤による攻撃の場合の医療活動

## 6 安否情報の収集及び提供

(1) 安否情報の収集及び提供

① 市町村長の行う安否情報の収集

② 都道府県知事の行う安否情報の収集

③ 総務大臣の行う安否情報の収集

④ 安否情報の提供

(2) 関係機関による安否情報の収集に対する協力

(3) 外国人に関する安否情報の収集及び提供

### 第3節 武力攻撃災害への対処に関する措置

#### 1 武力攻撃災害への対処

#### 2 緊急通報の発令等

- 3 生活関連等施設の安全確保
  - (1) 生活関連等施設の安全確保
    - ① 平素からの備え

② 武力攻撃事態等における措置

③ 危険物質等の取扱所の使用停止等

④ 石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の発生・拡大の防止

(2) 武力攻撃原子力災害への対処

① 体制の整備

(2)

② 活動体制の確立

(2)

### ③ モニタリングの実施

④ 原子炉の運転停止



⑤ 安定ヨウ素剤の服用

⑥ 飲食物の摂取制限

4 NBC攻撃による災害への対処

(1) 核攻撃等の場合

(2) 生物剤による攻撃の場合

(3) 化学剤による攻撃の場合

## 5 消火活動及び救助・救急活動

## 6 感染症等の指定等の特例

## 7 保健衛生に関する活動

## 8 廃棄物処理の特例

## 9 文化財保護の特例

#### 第4節 国民の保護のための措置全般についての留意事項

##### 1 情報の収集及び提供

###### (1) 平素からの備え

###### (2) 被災情報等の収集及び提供

## 2 通信の確保

### (1) 平素からの備え

### (2) 武力攻撃事態等における通信の確保

### 3 運送の確保

#### (1) 平素からの備え

#### (2) 武力攻撃事態等における運送の確保

#### 4 交通の管理

##### (1) 道路交通の管理

##### ① 平素からの備え

##### ② 武力攻撃事態等における交通規制等

(2) 船舶交通の管理及び航空管制

5 民間からの救援物資等の受入れ

(1) 民間からの救援物資の受入れ

(2) 海外からの支援の受入れ

6 赤十字標章等及び特殊標章等の交付等

第5節 国民生活の安定に関する措置

1 国民生活の安定

(1) 生活関連物資等の価格の安定等

(2) 金銭債務の支払猶予等

(3) 特定武力攻撃災害の被害者の権利利益の保全等

(4) 政府関係金融機関等による武力攻撃災害に関する融資

(5) 通貨及び金融の安定

(6) その他避難住民等の生活の安定等のための措置

## 2 生活基盤等の確保

(1) ライフライン施設の機能の確保

(2) 電気・ガス・水の安定的な供給等

(3) 運送・通信・郵便の確保

(4) 医療の確保

(5) 公共的施設の適切な管理

(6) 武力攻撃災害に関する指導、助言等

### 3 応急の復旧

#### (1) 基本的事項

#### (2) ライフラインの応急の復旧

(3) 輸送路の確保に関する応急の復旧等

① 総合調整等

② 道路の応急の復旧等

③ 航路、港湾施設、漁港施設等の応急の復旧等

④ 空港の応急の復旧等

⑤ 鉄道施設等の応急の復旧等

第6節 武力攻撃災害の復旧に関する措置

## 第7節 訓練及び備蓄

### 1 訓練

## 2 備蓄



## 第5章 緊急対処事態への対処

### 第1節 緊急対処事態

#### 1 攻撃対象施設等による分類

(1) 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

① 事態例

② 被害の概要

(2) 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

① 事態例

② 被害の概要

## 2 攻撃手段による分類

(1) 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

① 事態例

② 被害の概要

(2) 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

① 事態例

② 被害の概要

## 第2節 緊急対処事態対策本部等

### 1 緊急対処事態対策本部

### 2 緊急対処事態現地対策本部の設置

## 第3節 緊急対処保護措置の実施

### 1 緊急対処保護措置の実施に関する基本的事項

### 2 緊急対処事態における警報



## 第6章 国民の保護に関する計画等の作成手続